

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：日本コンベヤ株式会社（法人番号：1122001015773）
業者の住所：大阪府大阪府中央区大手前1-7-3 OMMビル
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月22日から令和7年11月21日まで(4か月)
- 3 指名停止措置の範囲：沖縄防衛局管轄区域（沖縄県）
- 4 事実概要
日本コンベヤ株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者及び排除措置命令の対象事業者として公表された。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

	措 置 要 件	期 間
指名停止措置要領付表第2	1～4 省略 (独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 6～16 省略	当該認定をした日から 2月以上9月以内